

第2回鶴田町農業委員会総会議事録

1. 開会の年月日 平成28年4月14日(木) 午後3時57分
2. 開会の場所 鶴田町役場 301～303委員会室
3. 閉会の年月日 平成28年4月14日(木) 午後4時54分

4. 出席委員(15人)の番号及び氏名

1番 澁谷 秀明	2番 太田 豪	3番 成田 悦夫	4番 高橋 洋美
5番 三浦 久利	6番 佐藤 正悟	7番 棟方 廣光	8番 川村 博行
9番 澁谷 和仁	10番 貴田 徳正	11番 瀬戸 弘之	12番 石村 孝憲
13番 瓜田 良一	14番 相馬 一二	15番 下山 勝源	16番 成田 春光

5. 欠席委員(1人)

11番 瀬戸弘之

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 参与及び書記の任命
- 第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について
議案第2号 農地法第3条第1項の規定に基づく農地賃貸借契約の許可について
議案第3号 農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について
議案第4号 農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について
議案第5号 農地使用貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について
議案第6号 「農業委員会の適正な事務実施について」の策定について
報告第1号 使用貸借合意解約遺書の受理について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第3号 平成27年度事務報告について
報告第4号 平成28年度予算について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤 一人	事務局次長 佐々木 明彦	総括主幹 齋藤 千帆	主査 佐藤 春奈
------------	--------------	------------	----------

8. 会議の概要

開会 午後3時57分

農業委員会会長が挨拶を述べる。

鶴田町農業委員会会議規則第8条に基づき、会長成田春光が議長となる。

議長 只今の出席委員は15名で、定足数に達しておりますので会議は成立しました。
これより、第2回鶴田町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事に入る前に、議事録署名委員の指名と、参与、書記を任命いたします。議事録署名委員には、1番澁谷秀明委員と、2番太田豪委員を指名します。また、参与には下山会長職務代理、佐藤局長、佐々木次長、書記には齋藤総括主幹、佐藤主査を任命します。

会期の件を議題といたします。お諮りいたします。

本総会の会期は本日一日といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

【なし】

議長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日一日とすることに決定しました。

それでは議案の審議に入りますが、議案第1号から議案第6号まで一括議題とし、順次審議に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

【なし】

議長 異議がないので、そのようにさせていただきます。

それでは、まず最初に、議案第1号から議案第2号に関する農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。
2番、太田豪委員。

太田委員 はい、2番太田です。それでは報告をいたします。
去る4月7日、澁谷秀明委員、事務局と現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が14件、賃貸借が8件でございます。いずれも耕作目的の申請であり、農地法第3条第2項7号には該当しない権利取得と認められます。以上です。

議長 それでは、議案第1号について事務局より説明願います。

事務局 議案第1号農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について。
農地法施行令第3条第1項の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。
本案件は14件です。No.1からNo.14について説明いたします。平成28年3月22日に行われた、鶴田町あっせん会議で成立した売買申請が8件、普通売買が4件、一括贈与が2件です。
農地法第3条第2項各号の判断については調査書のとおりです。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

議長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第2号について事務局より説明願います。

事務局 議案第2号農地法第3条第1項の規定に基づく農地賃貸借契約の許可について。
農地法施行令第3条第1項の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。
本案件は8件です。
農地法第3条第2項各号の判断については調査書のとおりです。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
契約期間及び賃借料は、記載のとおりです。以上です。

議長 なお、この件に関して、鶴田町農業委員会会議規則第25条（委員は、自己又は同居の親族若しくは配偶者に関する事項についてその議事に参与することが出来ない。）に基づき、本議案No.1及びNo.2の当事者である高橋洋美委員の本案件終了まで退席を求めます。

【高橋委員退席】

議長 事務局から説明のありました議案第2号のNo.1及びNo.2について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

ただちに、表決に入ります。

議案第2号のNo.1及びNo.2について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。

本案件が終了したので、高橋洋美委員を復帰させます。

【高橋委員着席】

議 長 それでは、議案第2号のNo.3からNo.8について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第3号について事務局より説明願います。

事 務 局 議案第3号農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。

本案件は7件です。

本案件の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 なお、この件に関して、鶴田町農業委員会会議規則第25条（委員は、自己又は同居の親族若しくは配偶者に関する事項についてその議事に参与することが出来ない。）に基づき、本議案No.1の当事者である私、成田がの本案件終了まで退席します。

代わりに議長として、議事の進行は下山会長職務代理にお願いします。

【成田会長退席】

下山会長
職務代理 暫時の間、議長を務めさせていただきます。

事務局から説明のありました議案3号のNo.1について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

下山会長
職務代理 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

ただちに表決に入ります。

議案第3号のNo.1について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

下山会長
職務代理 賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。

本案件が終了したので、成田会長を復帰させ、議長を交代いたします。

ご協力ありがとうございました。

【会長着席し議長となる】

議長 それでは、議案第3号のNo.2からNo.7について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第4号について事務局より説明願います。

事務局 議案第4号農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。

本案件は10件です。本案件の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

契約期間及び賃借料については、記載のとおりです。以上です。

議長 なお、この件に関して、鶴田町農業委員会会議規則第25条（委員は、自己又は同居の親族若しくは配偶者に関する事項についてその議事に参与することが出来ない。）に基づき、本議案No.1の当事者である澁谷秀明委員の本案件終了まで退席を求めます。

【澁谷委員退席】

議長 事務局から説明のありました議案第4号のNo.1について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

ただちに、表決に入ります。

議案第4号のNo.1について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。

本案件が終了したので、澁谷秀明委員を復帰させます。

【澁谷委員着席】

議長 それでは、議案第4号のNo.2からNo.10について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第5号について事務局より説明願います。

事務局 議案第5号農地使用貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。

本案件は2件です。本案件の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

契約期間については、記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第6号について、事務局より説明願います。

事務局 議案第6号「農業委員会の適正な事務実施について」の策定について。
農業委員会の適正な事務実施についての活動の点検評価及び目標とその達成に向けた活動計画の策定について、次のとおり審議を求める。

【別紙様式1平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び別紙様式1平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）に基づき説明】

議長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

それでは表決に入ります。

議案第1号から、議案第2号のNo.1とNo.2、及び議案第3号のNo.1及び議案第4号のNo.1を除く、議案第6号までについて、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。

次に、報告第1号について事務局より説明願います。

事務局 報告第1号使用貸借合意解約書の受理について。
このことについて、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告する。
No.1について、双方合意により解約した旨の通知がありました。合意解約をした日につきましては、記載のとおりです。以上です。

議長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質問を打ち切ります。

次に、報告第2号について事務局より説明願います。

事務局 報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。
農地法施行規則第21条の規定に基づく届出書を受理したので、報告する。
No.1からNo.4については、相続により所有権を取得したものです。以上です。

議長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質問を打ち切ります。

次に、報告第3号について事務局より説明願います。

事 務 局 報告第3号平成27年度事務報告について。

【平成27年度農地権利移動等事務報告の表を読み上げ説明】

議 長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質問を打ち切ります。

次に、報告第4号について事務局より説明願います。

事 務 局 報告第4号平成28年度予算について。

【平成28年度鶴田町農業委員会関係当初予算の表を読み上げて説明】

議 長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質問を打ち切ります。

暫時休憩します。(午後4時41分)

再開します。(午後4時54分)

本日の総会に附された議案の審議はすべて終了したので、第2回鶴田町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦勞様でした。(午後4時54分)